

## 法人市民税の税率表

### (法人税割の税率)

平成26年10月1日以前に開始する事業年度    平成26年10月1日以後に開始する事業年度    令和元年10月1日以後に開始する事業年度

全法人	$\frac{14.7}{100}$
-----	--------------------

全法人	$\frac{12.1}{100}$
-----	--------------------

全法人	$\frac{8.4}{100}$
-----	-------------------

### (均等割の税率)

(注)  
平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、  
均等割の税率表の「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の合算額」又は「出資金」に満たない場合、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の合算額」又は「出資金」と読み替えて税率を判断してください。

法 人 の 区 分	税 率
1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、同法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(以下「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	6万円
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	14万4千円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	15万6千円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	18万円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	19万2千円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	48万円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	49万2千円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	210万円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	360万円